

超低温容器の刻印等の方式の変更について

平成17年3月
原子力安全・保安院保安課

容器保安規則の一部を改正する省令の制定（平成17年3月31日付施行予定）により、超低温容器の刻印等の方式（第8条関係）が変更となります。

ついては、下記の変更点及び留意点について貴協会関係者等に対し周知していただきますようお願いいたします。

1. 変更点

超低温容器において従来必要とされていた「耐圧試験における圧力（記号 TP）」の刻印等が不要となり、新たに「最高充てん圧力（記号 FP）」の刻印等が必要となります。

関係条文抜粋

（刻印等の方式）

第8条 法第45条第1項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

十一 超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては、耐圧試験における圧力（記号 TP、単位 メガパスカル）及びM

十二 圧縮ガスを充てんする容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、最高充てん圧力（記号 FP、単位 メガパスカル）及びM

（経過措置）

第4条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の容器保安規則第8条第1項の規定により超低温容器になされている刻印は、当該容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日までの間は、この省令による改正後の容器保安規則第8条第1項の規定にかかわらず、法第45条第1項の規定によりなされた刻印とみなす。

2. 留意点

超低温容器の所有者は、次回の容器再検査時又はそれまでに容器再検査所等において新たに「最高充てん圧力（記号 FP）」の刻印をしなければ、高圧ガス保安法第48条に基づく高圧ガスの充てんができなくなります。

容器保安規則第8条に定める順序で「最高充てん圧力（記号 FP）」の刻印を行うことが困難な場合には、既になされている刻印に続けて刻印を行っても差し支えないこととします。

既になされている「耐圧試験における圧力（記号 TP）」についての刻印を消去することは不要とします。（当該刻印は同法第45条第3項に定める紛らわしい刻印に該当しないものとします。）